

生駒市地域公共交通活性化協議会規約 (抜粋)

平成21年11月27日制定

平成22年7月26日改正

平成22年12月16日改正

(設置)

第1条 生駒市地域公共交通活性化協議会(以下「協議会」という。)は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成19年法律第59号。以下「法」という。)第6条第1項の規定に基づき、地域公共交通総合連携計画(以下「連携計画」という。)の策定に関する協議及び連携計画の実施に係る連絡調整を行うために設置する。

なお、この協議会は道路運送法(昭和26年法律第183号)に規定する地域公共交通会議の性格を有するものとする。

(協議事項等)

第3条 協議会は、次に掲げる事項を協議し、関係する事項を実施する。

- (1) 連携計画の策定及び変更の協議に関すること。
- (2) 連携計画の実施に係る連絡調整に関すること。
- (3) 連携計画に基づく事業の実施に関すること。
- (4) 生駒市の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃、料金等に関すること。
- (5) 市営有償運送の必要性及び旅客から収受する対価に関すること。
- (6) 前5号に掲げるもののほか、協議会の目的を達成するために必要なこと。

(組織)

第4条 協議会は、別表に掲げる委員をもって組織する。

2 協議会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 2人
- (3) 監事 2人

3 会長、副会長及び監事は相互に兼ねることはできない。

## 別表 (第4条関係)

## 生駒市地域公共交通活性化協議会委員

区 分		委 員
法第6条第2項 第1号の委員	地域公共交通総合連携 計画作成市	生駒市長
法第6条第2項 第2号の委員	公共交通事業者等	奈良交通株式会社 常務取締役自動車事業 本部長
		近畿日本鉄道株式会社 鉄道事業本部企画 統括部営業企画部長
		社団法人奈良県バス協会 専務理事
		奈良県タクシー協会 専務理事
		奈良県タクシー協会 生駒市部会 代表
道路管理者	奈良県郡山土木事務所長	
法第6条第2項 第3号の委員	公安委員会	生駒警察署長
	市民又は地域公共交通 の利用者	生駒市北地区自治連合会長
		生駒市西地区自治連合会長
		生駒市中地区自治連合会長
		生駒市東地区自治連合会長
		生駒市南地区自治連合会長
		生駒市環境基本計画推進会議 副代表
		公募市民・・・(2名)
	学識経験者	学識経験者
	生駒市が必要と認める 者	近畿運輸局奈良運輸支局長
奈良県土木部道路・交通環境課長		
奈良県交通運輸産業労働組合協議会 事務 局長		